

承認案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年3月4日提出

天理市長 並 河 健

専決第1号

専 決 処 分 書

住民税均等割のみ課税世帯及び低所得の子育て世帯への給付金事業を実施するため、令和5年度天理市一般会計予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月31日

天理市長 並 河 健

令和5年度 天理市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度天理市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ285,607千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,995,433千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和6年1月31日専決

天理市長

並 河 健

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	5,527,743	285,607	5,813,350
	2 国庫補助金	1,763,200	285,607	2,048,807
	歳入合計	28,709,826	285,607	28,995,433

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	13,265,549	285,607	13,551,156
	1 社会福祉費	6,384,595	285,607	6,670,202
	歳 出 合 計	28,709,826	285,607	28,995,433

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者支援給付金給付事業	千円 278,474

専決第2号

専 決 処 分 書

企業版ふるさと天理応援寄附金を活用し、映画地域活性化補助金を交付するため、及び国の認定に基づく予防接種健康被害救済給付金を給付するため、令和5年度天理市一般会計予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年2月8日

天理市長 並 河 健

令和5年度 天理市一般会計補正予算（第10号）

令和5年度天理市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64,838千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,060,271千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月8日専決

天理市長 並 河 健

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	5,813,350	44,838	5,858,188
	1 国庫負担金	3,750,215	44,838	3,795,053
18	寄附金	315,665	20,000	335,665
	1 寄附金	315,665	20,000	335,665
	歳 入 合 計	28,995,433	64,838	29,060,271

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,331,356	20,000	3,351,356
	1 総務管理費	2,754,288	20,000	2,774,288
4	衛生費	3,560,953	44,838	3,605,791
	1 保健衛生費	792,796	44,838	837,634
	歳 出 合 計	28,995,433	64,838	29,060,271

専決第5号

専 決 処 分 書

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行に伴い、天理市手数料条例（平成12年3月天理市条例第3号）の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年2月13日

天理市長 並 河 健

天理市手数料条例の一部を改正する条例

天理市手数料条例（平成12年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中第33号を第35号とし、第9号から第32号までを2号ずつ繰り下げ、同表第8号中「による書類の閲覧」を「による書類又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」に、「書類1件」を「1件」に改め、同号を同表第10号とし、同表第7号中「戸籍法」の次に「第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）」を加え、「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同号を同表第9号とし、同表中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

6	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別	1件につき700円
---	---------------------	---	-----------

	符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）
--	--

別表第4号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同表第5号とし、同表中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

3	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第6号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用	1件につき400円
---	---------------------	--	-----------

	識別符号の発行に係る戸籍電子 証明書の請求を行う者が同時に 当該戸籍電子証明書が証明する 事項と同一の事項を証明する戸 籍の謄本若しくは抄本又は戸籍 証明書の請求を行う場合におけ る当該発行を除く。）	
--	--	--

別表備考第1項中「第25号」を「第27号」に改め、同表備考第2項中「第28号」を「第30号」に改め、同表備考第3項中「第29号及び第30号」を「第31号及び第32号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。